

29国際第1044号

関税割当公表第14号

## 平成30年度のマレーシア産生鮮バナナの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第5条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」に基づく割当の対象となるバナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のものに限る。）（以下「マレーシア産生鮮バナナ」という。）の関税割当に関する事項を下記のように定めます。

平成30年2月19日

農林水産省

記

### 第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

#### 1 割当対象物品

マレーシア産生鮮バナナ（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0803.10号の1及び第0803.90号の1に掲げる物品）

2 割当数量 1,000トン

3 通関期限 平成31年3月31日

### 第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省生産局園芸作物課

### 第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

#### 第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 平成30年4月2日（月）から平成31年3月25日（月）まで  
ただし、受付は、毎週月曜日、毎週水曜日及び毎週金曜日に締め切るものとし、当該月曜日、当該水曜日及び当該金曜日が行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日を締切日とする。（以下「申請期間」という。）

なお、各申請期間の締切日時点で年度当初からの申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量（以下「限度数量」という。）を超える場合は、平成30年度の残りの期間は申請の受付は行わないこととし、平成30年度における申請の受付は終了した旨を当省ホームページ（[http://www.maff.go.jp/kokusai/boueki/triff/t\\_mys/index.html](http://www.maff.go.jp/kokusai/boueki/triff/t_mys/index.html)）に掲載する。

- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

#### 第5 関税割当申請者の資格

マレーシアが発給する証明書を所持する者であって、当該証明書の「輸入者」の欄に記載された者と同一である者

#### 第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 マレーシアが発給する証明書（別記様式）
- 2 法人の登記事項証明書（個人にあっては、住民票）（いずれも関税割当申請書の提出日の前日から起算して前1ヵ月以内に交付されたものに限る。）

ただし、平成29年度における割当実績を有する者であって、申請時点において2の書類の内容に変更のないものは、2の書類の添付を必要としない。また、本公表により2件以上申請する場合であって、2の書類の内容に変更のないものは、2件目以降は2の書類の添付を必要としない。

#### 第7 割当基準

年度当初からの申請数量の総計が限度数量に達するまで、マレーシアが発給する証明書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てるものとする。

ただし、同一申請期間内の申請は同着とみなし、申請数量の総計が限度数量を超える場合には、当該申請期間終了後、別途抽選により申請順位を定め、上位の者から限度数量に達するまで割り当てることとする。

なお、抽選の実施については、当該申請期間終了後に当省ホームページ（[http://www.maff.go.jp/kokusai/boueki/triff/t\\_mys/index.html](http://www.maff.go.jp/kokusai/boueki/triff/t_mys/index.html)）において公表する。

## 第8 関税割当証明書の交付

1 各申請期間に提出のあった関税割当申請書については、原則として申請締切日の翌日から起算して4日目に当たる日（行政機関の休日は算入しない。）に関税割当証明書を交付するものとするが、年度当初からの申請数量の総計が限度数量を超える場合は、第7により抽選を実施した後、関税割当証明書を交付するものとする。

ただし、第5から第7までに基づく審査に時間を要する案件の場合は、関税割当証明書の交付が遅れることがある。

2 関税割当証明書の交付は、申請者がマレーシア産生鮮バナナの関税割当について法令等に違反した場合又は虚偽の申告をした場合には行わないものとする。

## 第9 その他

1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4

月1日付け16国際第1297号)によるものとする。

3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。

(省令第4条)

なお、関税割当証明書を返納する際、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用して割当てを受けた物品の輸入申告を行う者（関税割当証明書システム管理終了結果情報（以下「証明書管理情報」という。）に記載の残存数量の全部又は一部を返納する者並びに割当てを受けた数量を全量通關した者）は、証明書管理情報の写しを添付するものとする。

4 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

#### 第10 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。

(別記様式)

農林水産省のホームページに掲載

([http://www.maff.go.jp/kokusai/boueki/triff/t\\_mys/index.html](http://www.maff.go.jp/kokusai/boueki/triff/t_mys/index.html))